

(仮称) 新産業廃棄物最終処分建設工事

特 記 仕 様 書  
(土木工事編)

令和5年11月

一般財団法人 茨城県環境保全事業団



# 目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 適 用.....	1
第2節 工事概要.....	1
第3節 一般事項.....	2
第4節 産業廃棄物管理票等の提出.....	4
第5節 施工監理等.....	4
第2章 材料及び仕様.....	5
第1節 工事材料の確認.....	5
第2節 遮水工.....	5
第3章 工 事.....	10
第1節 仮設工事等.....	10
第2節 造成工・法面工.....	10
第3節 遮水工.....	10
第4節 浸出水集排水施設・ガス抜き設備工.....	11
第5節 地下水集排水施設工.....	12
第6節 浸出水地下水集水ピット工.....	12
第7節 雨水集排水施設工.....	12
第8節 舗装工.....	12
第9節 防災調整池工.....	12
第10節 門扉・囲障工.....	12
第11節 モニタリング施設工.....	12
第12節 準備工.....	12
第13節 仮設工.....	13
第14節 井戸設置工.....	13
第15節 浸出水処理施設建設工事.....	13

# 第1章 総 則

## 第1節 適 用

本仕様書は、一般財団法人茨城県環境保全事業団（以下「発注者」という。）が発注する「(仮称)新産業廃棄物最終処分建設工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

また、本工事に含まれる浸出水処理施設整備工事については、別途「浸出水処理施設建設工事発注仕様書」を参照すること。

なお、本工事は、環境省の廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金の適用を受けるものである。

## 第2節 工事概要

### 1. 工事名

(仮称)新産業廃棄物最終処分建設工事

### 2. 工事場所

茨城県日立市諏訪町地内

### 3. 工期

本契約締結日の翌日から令和12年3月31日までの期間とする。

### 4. 最終処分場の概要

計画埋立容量	約 240 万 m <sup>3</sup>
施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場
貯留構造物	盛土ダム構造
遮水工	底面部：保護土＋保護マット＋遮水シート＋G C L＋遮水シート＋保護マット＋ペントナイト砕石＋水密アスファルトコンクリート 法面部：保護マット＋遮水シート＋G C L＋遮水シート＋保護マット＋下地処理（モルタル吹付）
浸出水処理施設	処理能力：400 m <sup>3</sup> /日
浸出水調整槽	28,000 m <sup>3</sup> （第1調整槽 10,000 m <sup>3</sup> 、第2調整槽 18,000 m <sup>3</sup> ）
処理フロー	浸出水調整槽→カルシウム処理→生物処理→砂ろ過→活性炭吸着→下水道放流

## 5. 設計・工事範囲

本工事の設計・施工範囲は、以下とおりとする。

### 【本処分場の設計】

- (1) 浸出水処理施設の実施設設計（※別途、浸出水処理施設建設工事発注仕様書に示す。）及びそれに伴い生じるその他施設の変更設計
- (2) 建築確認申請（浸出水処理施設）
- (3) 関連業務
  - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置に係る資料作成等の支援
  - ・ 建築基準法に基づく建築確認に係る完了審査申請及び協議等に関する支援
  - ・ 廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金に係る資料作成等の支援
  - ・ 開発許可申請に関する資料作成等の支援
  - ・ その他各種関係法令・条例等に基づく許認可申請及び協議に関する支援等
  - ・ その他必要と認められる業務

### 【本処分場の施工】

- (1) 土工
- (2) 地下水集排水施設工
- (3) 遮水工
- (4) 浸出水集排水施設工
- (5) 雨水排水設備工
- (6) 道路設備工
- (7) 法面工
- (8) 調整池工
- (9) 擁壁工
- (10) 門扉・囲障工
- (11) モニタリング施設工
- (12) 構造物取壊し工
- (13) 現場打ち洗車施設工
- (14) その他
- (15) 浸出水処理施設建設工事（※別途、浸出水処理施設建設工事特記仕様書に示す。）

## 第3節 一般事項

- 1 本工事の施工に当たっては、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」、「茨城県土木工事施工管理基準」、「茨城県土木工事出来形及び品質の規格値」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」のそれぞれ最新版のものに準じて行うものとするが、図面

及び本特記仕様書に記載された事項は、上記仕様書に優先するものとする。

- 2 本処分場の設計・施工に当たっては、関係法令・条例及び基準、規格等を遵守しなければならない。
- 3 本工事は既設処分場の埋立終了に伴い、新規の最終処分場を整備するものであり、北側区画については、令和9年3月の先行開業を予定している。工事完了時期について遵守すること。また、本工事は土木工事、浸出水処理施設建設工事を行うことから、整備工事全体が効率的となる工事手順の提案を行うこと。なお、受注者の責によらない事象が生じた場合でも、工事完了時期遵守のための提案を行い、工事完了時期の遵守に努めること。
- 4 受注者は、廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金及び各種関係法令・条例等に基づく許認可申請・届出等、本処分場の設置に係る必要書類の変更、作成等の支援を行うこと。なお、手続に際しては、あらかじめ発注者に書類を提出し承諾を得ること。
- 5 受注者は、契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても工事施工上当然必要と認められる軽微（取付手間等）な事項については、自己の負担で処理するものとする。
- 6 工事の施工に伴い、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- 7 地域住民への説明資料作成は受注者が行う。また、監督職員等から要請があった場合は、住民説明会等での説明を行うこと。
- 8 受注者は、設計図書及び関係図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書等で指示する方法により、受注者の費用負担において品質管理試験等を行わなければならない。
- 9 受注者は、工事の施工に当たり次の各号いずれかに該当する事実を発見した場合には、その旨を直ちに監督職員に通知するとともに、その内容が確認できる資料等を作成し、確認を請求しなければならない。
  - ・設計図書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く）
  - ・設計図書に誤り、又は脱漏があること。
  - ・設計図書の表示が明確でないこと。
  - ・工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - ・設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 10 受注者は、設計図書の内容を変更する必要があるときには、監督職員の指示に基づき実施するものとし、指示があった場合には、変更に関する図面及び数量計算書等を速やかに作成し、監督職員より請求があったときには直ちに提出しなければならない。
- 11 受注者は、設計・施工において、別途実施された「新産業廃棄物最終処分場整備事業生

活環境影響調査書」を遵守する。

- 12 工事による事故が発生した場合は、速やかにその日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、その後の対応等について監督職員に報告しなければならない。その事故が受注者の責任に帰する場合は、その補償等全て受注者の負担とする。
- 13 現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は監督職員と協議の上施工する。

#### 第4節 産業廃棄物管理票等の提出

受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃棄物処理法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

#### 第5節 施工監理等

本工事は、当工事の円滑な履行及び品質確保を図るため、建設コンサルタント等に施工監理等の委託を予定している。なお、担当する施工監理者については、別途通知する。

## 第2章 材料及び仕様

### 第1節 工事材料の確認

工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

### 第2節 遮水工

#### 1. 遮水シート of 材料

- (1) 遮水シートは、物理特性、耐久性に優れ、有害な可塑剤等の溶出の心配がない合成ゴム及び合成樹脂系中弾性タイプ（オレフィン系熱可塑性ゴム、低密度ポリエチレン）の製品とすること。
- (2) 遮水シートの基本性能・耐久性は、表 1 に示す物性値を満足すること。
- (3) 遮水シートは、施工前に長期間の耐候性試験（5,000 時間の促進暴露試験）を行った実績のあるシートとすること。
- (4) 遮水シートは、使用する前に物理特性・耐久性等を記載した書類を整理し監督職員の承認を受けること。
- (5) 発注者の求めに応じ、遮水シートの基本性能に関する試験の立会を行う。その場合、試験要領書を作成し監督職員の承認を受けること。

#### 2. GCL（ジオシンセティッククレイライナー）

GCLについては以下に定める性能を確保すること。なお、試験方法については提案し、監督職員と協議して決定すること。

- ・ 層厚：4.5mm 以上
- ・ 透水係数： $1.0 \times 10^{-9}$ cm/s 以下
- ・ 貫入抵抗：500N 以上



表 1 遮水シートの基本性能・耐久性

項目		単位	試験方法	規格値等		
基本性能	外観	-	JIS A 6008	1. 極端に湾曲していないこと 2. 異常に起伏していないこと 3. 異常に粘着していないこと 4. 裂けた箇所、切断箇所、貫通した穴がないこと 5. 凹み、異常に厚みの薄い箇所がないこと 6. 層間に剥離している部分がないこと 7. 異常な傷がないこと		
	厚さ	mm	JIS K 6250	1.5以上、平均値が公称厚さの-0～+15% 但し、測定値は-10%～+15%以内		
	透水係数	cm/sec 相当以下	JIS L 1099 JIS Z 0208	$1 \times 10^{-9}$		
	引張性能	引張強さ	N/cm以上	JIS K 6251	140	
		伸び率	%以上	JIS K 6922	400	
	引裂性能	引裂強さ	N以上	JIS K 6252	70	
	接合部強度性能	せん断強度	N/cm以上	JIS K 6850 JIS A 6008	80	
耐久性等に 係る特性	耐候性、紫外線変化性能 <sup>※1</sup>	引張強さ比	%以上	JIS A 1415	80	
		伸び率比	%以上		70	
	熱安定性 <sup>※1</sup>	引張強さ比	%以上	JIS K 6257	80	
		伸び率比	%以上		70	
	耐ストレスクラッキング性		-	JIS K 6922-2	-	
	耐薬品性	耐酸性 <sup>※1</sup>	引張強さ比	%以上	JIS K 6258	80
			伸び率比	%以上		80
		耐アルカリ性 <sup>※1</sup>	引張強さ比	%以上	JIS K 6258	80
			伸び率比	%以上		80
	安全性(溶出濃度)		-	昭和48年環告13号 昭和46年総理府令35号	溶出試験において、水質汚濁防止法に基づく排水 基準の基準値以下	

※1 耐久性規格値 = 基本性能規格値 × ○○%

※2 N単位の換算 1N=1.01972 × 10<sup>-1</sup>kgf

### 3. 保護マット

保護マットは下記を使用するものとし、表2に掲げる規格を満足するものとする。

#### 【法面】

- ・ 材質：長繊維不織布
- ・ 基本性能・耐久性等は、表2に示す物性値を満足すること。

#### 【底面部】

- ・ 材質：短繊維不織布
- ・ 基本性能・耐久性等は、表2に示す物性値を満足すること。

表 2 保護マットの基本性能・耐久性

項目	単位	試験方法	不織布	
			長繊維不織布	短繊維不織布
材質			合成繊維及び合成樹脂	
単位面積質量 (目付量)	g/m <sup>2</sup>		600 以上	1200 以上
強度	引張強さ	N/5cm	JIS L 1908	925 以上
	貫入抵抗	N	ASTM D 4833	500 以上
安全性	溶出性		昭和48年環告13号 昭和46年総理府令35号	溶出試験において水質汚濁防止法に基づく 排水基準の基準値以下であること

#### 4. ベントナイト砕石

ベントナイト砕石については以下に定める性能を確保すること。なお、試験方法については提案し、監督職員と協議して決定すること。

- ・ 層厚：10cm 以上
- ・ 現場透水係数： $1.0 \times 10^{-8}$ cm/s 以下
- ・ 溶出試験において廃棄物処理法（基準省令別表第2）に基づく地下水基準の基準値以下であること

#### 5. 水密アスファルトコンクリート

水密アスファルトコンクリートについては以下に定める性能を確保すること。なお、試験方法については提案し、監督職員と協議して決定すること。

- ・ 層厚：5cm 以上
- ・ 現場透水係数： $1.0 \times 10^{-7}$ cm/s 以下

#### 6. 保護土

底面遮水工の上部に敷設する保護土の材料については細かな粒径で鋭角な礫分の少ない品質のものを使用する。保護材料の選定に当たっては、粒度試験を実施し監督職員と協議して決定する。

#### 7. 固定工

遮水工を固定する固定工は、採用する遮水シート及び保護マットの性状を踏まえて安定計算を実施し、図面に示す形状で問題ないか確認すること。

#### 8. 漏水検知

##### (1) 仕様・規格

漏水検知設備の仕様、規格は以下のとおりとする。

- ①漏水検知設備は電気式とする。
- ②適正な維持管理を行うことにより、23年程度に亘って監視ができる設備とすること。
- ③国内の管理型最終処分場での実績を有すること。
- ④敷設範囲は、埋立地底面部及び法面部の遮水シート設置箇所とする。
- ⑤上面遮水シートの損傷を確認できるものとする。
- ⑥測定設備機器類は風雨の影響を受けない管理棟内に設置する。
- ⑦計測は毎日、自動計測、解析ができる設備とすること。
- ⑧検知した損傷位置を間接的かつ容易に確認でき、かつ記録できること。
- ⑨測定機器は漏洩反応の最大値を X-Y 座標により cm 単位まで表示可能なものとする。
- ⑩端末機器仕様は、最新の Windows 上で動作可能であること
- ⑪データ損失を防ぐ為、バックアップデータを保存できること
- ⑫停電時にデータの損傷を防止する為の UPS を設け、PC の停止、復旧が自動で行われること。
- ⑬使用材料は、塩類による腐食が少ない材料を使用すること。
- ⑭維持管理、メンテナンスのサービス期間は工事竣工引渡後 2 年間とする。なお、サービス期間中に生じた本設備の故障などは請負者の負担で速やかに補修、改造または取り 替えを行う。ただし、管理者の誤操作及び天災などの不慮の事故に起因する場合は別途協議する。

(2)漏水検知設備の性能

①検知精度

適正な維持管理のもと、遮水シートからの漏水部の検知精度は、直径 3cm 程度の漏水（損傷）箇所を±2m（4m×4m）以内の範囲で位置の特定ができるものとする。なお、設備導入時に、模擬破損測定により位置検出精度を確認すること。

②検知範囲

約 68,200 m<sup>2</sup>

(m<sup>2</sup>)

	第 1 期	第 2 期
法面部 (1:2.0)	3,073.6	3,159.9
法面部 (1:1.8)	16,544.0	14,191.8
底面部	6,468.1	3,185.7
平面部	100.9	1,539.0
道路部	2,179.3	3,188.0
固定工部	7,297.4	7,262.3
計		68,190.0

※面積は投影面積

③検知対象の遮水シート：上面遮水シート

④管理施設までの距離：約 380m



⑤性能試験

1) 性能試験条件

性能試験における装置の始動から停止に至るすべての運転は、請負者が実施するものとする。

2) 性能試験方法

請負者は、試験項目及び試験条件に従って試験の内容、運転計画などを明記した性能確認試験要領書を作成し、監督職員の承諾を得ること。なお、施工部分を破壊して検査する場合の範囲は必要最小限とし、性能試験終了後、請負者で速やかに復旧すること。復旧後、監督職員立ち会いのもとで問題ないことを確認すること。

## 第3章 工 事

### 第1節 仮設工事等

- (1) 工事に必要な資材置場、作業員詰所、監督職員詰所（監督職員及び工事施工監理者用）、工事用道路、工事用給排水・電気設備、資材供給プラント等が必要な場合は、あらかじめ計画書を作成し、監督職員と協議すること。
- (2) 受注者は、場外の発注者が指定する場所に仮設事務所を設置し、現場代理人に建設工事の進行管理等を行わせること。
- (3) 監督職員詰所は、監督職員及び工事施工監理者（計10人程度）及び工事打合せ（30人程度）に必要なスペースを確保すること。また、給排水設備、空調設備、電気設備、工事用電話（インターネット回線付）及び複合機を設け、光熱水費、電話料金、通信料金等は請負者の負担とする。また、机、椅子、ロッカー、書棚、エアコン、冷蔵庫他必要備品を確保し、これらは工事完了時まで撤去しないこと。なお、仮設事務所と合築としてもよい。
- (4) 受注者は、工事中、公衆に迷惑を及ぼす行為（公害の発生や付近の地権者との紛争を起こすような行為）のないよう十分な措置を講じること。
- (5) 工事中に危険と思われる箇所に防護柵を設け、また公道、構内道路が工事用車輛等で破損した場合は、監督職員に報告の上速やかに補修を行うこと。
- (6) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所、工事用道路、工事用給排水・電気設備、資材供給プラント等が必要な場合は、仮設計画書を作成の上、監督職員の承諾を得ること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

### 第2節 造成工・法面工

- (1) 工事に必要な土砂は、羽黒山堆積場、裏山堆積場、7号堆積場より入手すること。
- (2) 掘削時は掘削面のゆるみには留意し、浮石等については適切に除去すること。掘削法面について安定性が確保できない場合は、監督職員と協議し、鉄筋挿入工等により安定性を確保すること。
- (3) 盛土については、締固め管理を十分に実施すること。
- (4) モルタル吹付工は遮水工の下地となるため、表面を平滑にし、その確認を行うこと。なお、確認方法については監督職員と協議し、決定するものとする。
- (5) 遮水工敷設の下地となる部分は、「第3節 遮水工」に示す遮水工下地としても管理すること。

### 第3節 遮水工

遮水工事は、最終処分場として極めて重要度の高い工種であるため、各種基準、マニュアルを参考に工事を行うこと。

遮水工の施工にあたっては、十分な経験を有する日本遮水工協会認定の遮水工管理技術者及び遮水工施工技能者を1名以上常駐させること。

- (1) 遮水工施工業者の選定に当たっては、十分な技術と実績を有する業者を選定し、過去の施工実績等が分かる資料を監督職員に提出し承諾を得ること。
- (2) 施工方法・品質管理方法については、あらかじめ施工計画書（遮水工下地、保護材・遮水シートの品質管理、シート割付図、シート・保護材施工要領書、シート・保護材試験計画書及び

- 敷設順序図等を含む)を作成し、監督職員の承諾を受けること。
- (3) 遮水シートの接合方法は、接合部を十分清掃したうえで、原則として熱融着とすること。現場作業は十分な経験を有する技術者が行い、接合部分については工事前に強度試験を行い監督職員の承諾を得ること。
  - (4) 遮水シートの接合方法・検査方法については「廃棄物最終処分場の計画・設計・管理要領」に準拠すること。なお、溶着工法における標準的重ね幅は100mm以上とする。
  - (5) 遮水シートの接合部は、全てエアーチェックや検査棒、またはこれと同様の信頼性を有する方法で全数検査すること。検査方法については、施工計画書に記述し、監督職員の承諾を得ること。
  - (6) 遮水シートに局所的な応力が生じないように、下地との一体性が高い構造とすること。
  - (7) 遮水シート・保護マットの施工前には、遮水工下地（造成面・モルタル吹き付け部・コンクリート部）を平滑にし、突起物がない状態であることを確認し、監督職員の承諾を得た上で施工すること。また、遮水工敷設に問題があると判断された場合は、受注者の責任において補修すること。
  - (8) 連続的な遮水機能が確保されている構造とすること。
  - (9) 浸出水集排水管等が遮水工を貫通する箇所については、採用する遮水シートの性状を踏まえて、管材と遮水シートの密着性、水密性を確保できるよう、構造、施工方法等を提案し、監督職員と協議すること。
  - (10) 遮水シート施工後は、破損しないよう十分留意するとともに、破損の可能性が疑われた場合は、速やかに再検査・補修を行うとともに、補修記録を残すこと。
  - (11) 遮水シート上部の不織布は、遮水シートを十分に清掃した後に敷設すること。
  - (12) 保護マットの接合方法・検査方法については「廃棄物最終処分場の計画・設計・管理要領」に準拠すること。
  - (13) ベントナイト砕石は、要求する性能を確認できる試験方法又は管理基準について提案し、監督職員と協議すること。また、敷設にあたっては事前に試験施工を行い、最適な施工重機、施工方法を決定すること。
  - (14) ベントナイト砕石の施工中は、適切な養生を行い、ベントナイト砕石と水分との接触を防止すること。
  - (15) 水密性アスファルトコンクリートは、要求する性能を確認できる試験方法又は管理基準について提案し、監督職員と協議すること。また、敷設にあたっては事前に試験施工を行い、最適な施工重機、施工方法を決定すること。
  - (16) 保護土の敷設時においては、遮水シートに影響を与えない施工重機、施工方法とすること。
  - (17) 固定工を打設した小段部は、極端な水溜まりが発生しないよう配慮すること。

#### 第4節 浸出水集排水施設・ガス抜き設備工

- (1) 埋戻し土、フィルター材は、管に衝撃、変圧を与えないよう左右均等に締め固めること。
- (2) 管の上部に重機を走行させてはならない。やむを得ず走行する場合は必要な養生措置を実施し、監督職員の承認を受けること。
- (3) 管の切断またはせん孔に際しては、有害な損傷が生じないように十分注意すること。

(4) 遮水工を貫通する部分については、浸出水の漏水が生じないように十分な対策を講じること。

#### 第5節 地下水集排水施設工

掘削時に湧水が多く確認された場合は、地下水集排水管、面状排水材の増設について、監督職員と協議すること。

#### 第6節 浸出水地下水集水ピット工

(1) 集水ピットの築造については、止水性を確保すること。

(2) 浸出水処理施設設計により集水ピットの構造図等の変更が必要となった場合は、受注者により設計変更を行うこと。

#### 第7節 雨水集排水施設工

雨水は、道路側溝を経て防災調整池へ流下する計画である。

#### 第8節 舗装工

舗装前には現場 CBR 試験等を実施し路床に必要な設計 CBR 以上であることを確認すること。詳細な試験位置、時期については、監督職員と協議の上決定すること。

#### 第9節 防災調整池工

(1) 出来る限り早期に完成できるように施工計画を立案すること。

(2) 下流河川へ濁水が流下することのないように沈砂池を設けること。また、必要に応じて濁水処理施設を計画すること。

(3) 形状の変更があった場合は、工事完了後、必要容量を確保していることを確認すること。

#### 第10節 門扉・囲障工

(1) 埋立地周辺に設置する門扉・囲障については、設計図と同等以上のものとする。

#### 第11節 モニタリング施設工

(1) 設置に当たっては、監督職員と協議、立会のうえ、最終的な位置を決定すること。

(2) 設置に当たっては、既存の地質調査報告書や現場の状況を勘案して深度を検討し、実施工により確実に採水可能な位置にストレーナーを設けるものとする。

#### 第12節 準備工

(1) 伐採した造林木、雑木は、必要に応じて売却価値の高くなるように玉切りを行うこと。

(2) 伐採木は、形質不良木を除くものの中から監督職員が指示する対象木を林外に搬出すること。

(3) 残存木に損傷を与えないよう伐採すること。

(4) 伐採木及び搬出木の確認は監督職員が行い、必要に応じて伝票等を確認する。

(5) 根株及び枝葉は、法令に基づき適正に中間処理施設へ運搬、処分し、伝票等を整理しておくこと。また、根株や枝葉を野焼きしてはならない。

### 第13節 仮設工

- (1) 盛土材等を運搬する仮設道路については、現場状況、工事計画に合わせて立案すること。
- (2) 仮設沈砂池を計画し、配置すること。また、工事期間中は適切な頻度で土砂の搬出を行うこと。搬出した土砂は場内にて天日干しし、残土仮置き場へ搬出すること。
- (3) 最終処分場造成時において、処分場場外より雨水が場内に流入することの無いように、小堰堤又は土側溝等を設置すること。

### 第14節 井戸設置工

- (1) 井戸設置時に揚水試験を実施し、適正揚水量について把握すること。

### 第15節 浸出水処理施設建設工事

浸出水処理施設整備工事に関する仕様書は、別途「浸出水処理施設建設工事発注仕様書」に示す。